

## 外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法(意見徴収稿)

### 外商投資企業設立、変更手続の簡素化が進む

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年9月3日、商務部は「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法(意見徴収稿)」(以下、本弁法)を公布しました。本弁法において、外商投資企業が設立及び変更事項の申請をする際、従来の審査を不要とし、備案(届出)管理を適用することが明確化されました。意見徴収期限は2016年9月22日までとなっています。

#### 1. 政策の背景

2013年10月より、全国人民大会常務委員会からの権限委譲を受け、上海、広東、天津、福建の4つの自由貿易試験区において**ネガティブリストによる管理**(図表1ご参照)が段階的に導入されました。本弁法の内容は自由貿易試験区の試行経験を全国範囲に拡大するものです。グローバルスタンダードに沿った、利便性の高いビジネス環境を整えることを目的とし、2016年9月3日に第十二回全国人大常務委員会第二十二回会議において「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国外資企業法』など四つの法律の修正に関する決定」が同意されたことを受け、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」に規定される行政審査・認可の部分が改正されました。改正を受けて、2016年10月1日から、外商投資企業、台湾投資企業の設立及び変更事項の申請はネガティブリストによって管理されることになりました。外資参入審査批准の管理機関である商務部は、法律の一貫性を確実なものとし、外資参入備案管理を円滑に実施するため、本弁法を公布しました。

#### 【図表1 ネガティブリスト管理】

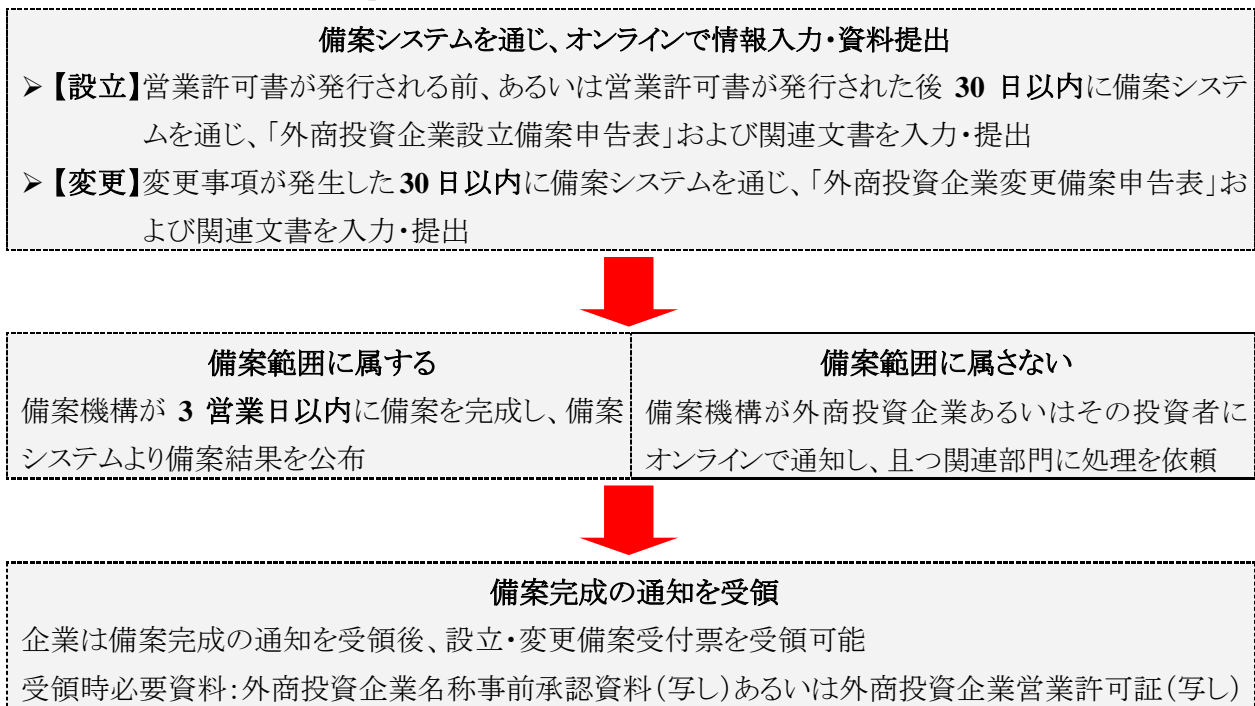
- ✓ ネガティブリスト管理  
ネガティブリストに**記載される分野**における外資参入⇒**審査制**  
ネガティブリストに**記載されていない分野**における外資参入⇒**備案(届出)制**
- ✓ 2013年10月から上海自由貿易試験区において試行的に導入、2015年4月から上海・広東・天津・福建の4つの自由貿易試験区にエリア拡大
- ✓ 自由貿易試験区における現行のネガティブリストは「国务院弁公庁 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)の公布についての通知」(国弁発[2015]23号)において規定
- ✓ 外資による投資の手続に対し、利便化、規範化を進める一方で、事中事後の監督管理を強化
- ✓ 2016年上半期、4つの自由貿易試験区における外資企業の設立は99%以上が備案で設立、受付時間は20営業日から3営業日に短縮、ペーパーレス化も進展し、高い評価を得ている

#### 2. 政策の内容

本弁法の公布により、自由貿易試験区において実施されてきた外商投資企業に対するネガティブリスト管理が全国範囲に展開されます。本弁法のポイントとして下記3点が挙げられます。

- (1) 行政簡素化・権限委譲・・・ネガティブリストに記載されていない分野における、設立と変更手続は備案によって管理される。備案手続の詳細は以下図表2をご参照下さい。

【図表2 設立・変更の備案手続】



- (2) 事中事後管理: 本弁法が監督検査および法律責任を全面的に規定、事中事後監督管理を強化する。
- ✓ 備案機構は抜き取り検査、告発による検査、関連部門あるいは司法機関の提案による検査、職権による検査などの方式で監督検査を行う
  - ✓ 外商投資企業あるいはその投資者が備案義務を履行しない、外商投資参入特別管理措置に記載された禁止・制限投資領域に投資経営活動を展開している、監督検査に協力しない場合、相応の法律責任が問われ、関連信用情報が商務部外商投資信用情報システムに記録、公開される
- (3) 監督管理における部門間協働: 備案機構は工商局、外貨管理局などと緊密に連携し、情報を共有する
- ✓ 備案機構が監督検査において、外商投資企業あるいはその投資者による本部門の管理範囲以外の不正行為を発見した場合、関連部門まで適時通報する
  - ✓ 商務部は関連部門と外商投資企業及びその投資者の信用情報を共有する

**3. 企業への影響**

本弁法の公布により、外商投資企業の設立及び変更手続がネガティブリスト管理となることが明確化され、外商投資企業に関わる行政手続が更に簡素化されました。一方で、事中事後管理は強化され、本弁法に違反する行為への罰則規定も明確化されました。

本弁法は改正後の三資企業法の実施と平仄を合わせるため、10月1日までに正式文書が公布されるものと見込まれています。全国版のネガティブリストも未発表であり、引続き関連情報を注視の上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p><b>外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法 (征求意见稿)</b></p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 (目的和依据) 为进一步扩大对外开放, 推进外商投资体制改革, 完善法治化、国际化、便利化的营商环境, 根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国公司法》及相关法律、行政法规及国务院决定, 制定本办法。</p> <p>第二条 (适用范围) 外商投资企业的设立及变更, 不涉及国家规定实施准入特别管理措施 (负面清单) 的, 适用本办法。</p> <p>第三条 (备案机构) 国务院商务主管部门, 各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市的商务主管部门, 以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构是外商投资企业设立及变更的备案机构。</p> <p>国务院商务主管部门负责统筹和指导全国范围内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。</p> <p>省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市的商务主管部门, 自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构负责本区域内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。</p> <p>备案机构通过外商投资综合管理信息系统 (以下简称备案系统) 开展备案工作。</p> <p>第四条 (如实备案) 外商投资企业或其投资者应当依照本办法真实、准确、完整地提供备案信息, 填写备案申报承诺书, 不得有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏。外商投资企业或其投资者应妥善保存与已提交备案信</p>	<p><b>外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法 (意見徴収稿)</b></p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 (目的および根拠) 対外開放を更に拡大させ、外商投資管理体制改革を推進し、法治化、国際化、利便化したビジネス環境を改善するために、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国公司法」と関連法律、行政法規および國務院の決定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 (適用範囲) 外商投資企業の設立および変更、国家が規定、実施する参入特別管理措置 (ネガティブリスト) 以外の分野の場合、本弁法を適用する。</p> <p>第三条 (備案機構) 國務院商務主管部門、各省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市の商務主管部門、および自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区の関連機構は外商投資企業設立および変更の備案 (届出) 機構となる。</p> <p>國務院商務主管部門は全国範囲における外商投資企業設立および変更の備案管理業務の総合的な計画、指導に責任を負う。</p> <p>省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市の商務主管部門、および自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区の関連機構は本区域内における外商投資企業の設立および変更の備案管理業務に責任を負う。</p> <p>備案機構は外商投資総合管理情報システム (以下備案システム) を通じ、備案業務を展開する。</p> <p>第四条 (事実に即して備案) 外商投資企業あるいはその投資者は本弁法に従い、真実、正確、完全な備案情報を提供し、備案申告承諾書に記載しなければならない。虚偽の記載、誤解を招く記載、重大な漏れがあつてはならない。外商投資企業あるいはその投資者は既に提出した備案情報の</p>

<p>息相关的证明材料。</p> <p>第二章 备案程序</p> <p>第五条（企业设立备案）设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在取得企业名称预核准后，应由全体投资者（或外商投资股份有限公司的全体发起人，以下简称全体发起人）指定的代表或共同委托的代理人在营业执照签发前，或由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在营业执照签发后 30 日内，通过备案系统，在线填报和提交《外商投资企业设立备案申报表》（以下简称《设立申报表》）及相关文件，办理设立备案手续。</p> <p>第六条（企业变更备案）属于本办法规定的备案范围的外商投资企业，发生以下变更事项的，应由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在变更事项发生后 30 日内通过备案系统在线填报和提交《外商投资企业变更备案申报表》（以下简称《变更申报表》）及相关文件，办理变更备案手续：</p> <p>（一）外商投资企业基本信息变更，包括名称、注册地址、企业类型、经营期限、投资行业、业务类型、经营范围、项目性质、注册资本、投资总额、组织机构构成、法定代表人、外商投资企业最终实际控制人信息、联系人及联系方式变更；</p> <p>（二）外商投资企业投资者基本信息变更，包括姓名（名称）、国籍或地址（注册地或注册地址）、证照类型及号码、认缴出资额、出资方式、出资期限、资金来源地、投资者类型变更；</p> <p>（三）股权（股份）、合作权益变更，包括股权质押；</p> <p>（四）合并、分立、终止；</p> <p>（五）外资企业财产权益对外抵押转让；</p> <p>（六）中外合作企业外国合作者先行回收投资；</p> <p>（七）中外合作企业委托经营管理</p> <p>外商投资企业最高权力机构作出变更决议或</p>	<p>関連証明資料を適切に保存しなければならない。</p> <p>第二章 備案フロー</p> <p>第五条（企業設立備案）外商投資企業の設立は本弁法が規定する備案範囲に属する場合、企業名称事前承認を取得した後、全体投資者（あるいは外商投資株式有限公司の全体発起人、以下「全体発起人」）が指定する代表あるいは共同で委託する代理人によって、営業許可書が発行される前に、あるいは外商投資企業が指定した代表もしくは委託した代理人が営業許可書発行後 30 日以内に、備案システムを通じ、「外商投資企業設立備案申告表」（以下「設立申告表」）および関連文書をオンライン入力・提出し、備案手続きを取扱う。</p> <p>第六条（企業変更備案）本弁法が規定する備案範囲に属する外商投資企業は、以下の変更事項が発生した場合、外商投資企業が指定した代表あるいは委託した代理人によって、変更事項発生後 30 日以内に備案システムを通じ、「外商投資企業変更備案申告表」（以下「変更申告表」）および関連文書をオンラインで入力・提出し、変更備案手続きを行う。</p> <p>（一）外商投資企業基本情報変更は、名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、プロジェクトのタイプ、登録資本、投資総額、組織機構構成、法定代表者、外商投資企業の最終実際支配者情報、連絡人および連絡方式の変更を含む</p> <p>（二）外商投資企業投資者基本情報変更は、名前（名称）、国籍あるいは住所（登記地あるいは登記住所）、証書類型及びコード、引受出資額、出資方式、出資期限、資金源泉地、投資者類型の変更を含む</p> <p>（三）持分（株式）、合作權益の変更、持分の担保差入れを含む</p> <p>（四）合併、分割、終了</p> <p>（五）外資企業財産權益の対外抵当譲渡</p> <p>（六）中外合作企業外国合作者の投資の先行回収</p> <p>（七）中外合作企業委託経営管理</p> <p>外商投資企業最高権力機構が変更決議・決定を行った時</p>
---	---

决定的时间为外商投资企业变更事项的发生时间；法律法规对外商投资企业变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。

第七条（在线提交文件）外商投资企业或其投资者办理外商投资企业设立或变更备案手续，需通过备案系统上传提交以下文件：

（一）外商投资企业名称预先核准材料或外商投资企业营业执照；

（二）外商投资企业全体投资者（或全体发起人）或其授权代表签署的《外商投资企业设立备案申报承诺书》，或外商投资企业法定代表人或其授权代表签署的《外商投资企业变更备案申报承诺书》；

（三）全体投资者（或全体发起人）或外商投资企业指定代表或者共同委托代理人的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明；

（四）外商投资企业投资者或法定代表人委托他人签署相关文件的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明（未委托他人签署相关文件的，无需提供）；

（五）投资者主体资格证明或自然人身份证明（变更事项不涉及投资者基本信息变更的，无需提供）；

（六）法定代表人自然人身份证明（变更事项不涉及法定代表人变更的，无需提供）。

第八条（实际投资变化备案）外商投资企业的投资者在营业执照签发前已提交备案信息的，如实际投资情况发生变化，应在营业执照签发后 30 日内向备案机构就变化情况履行变更备案手续。

第九条（已设立企业的变更备案）在本办法实施前已批准设立的外商投资企业发生变更，且属于本办法规定的备案范围的，应办理备案手续，完成备案的，其《外商投资企业批准证书》同时失效。

点が外商投資企業変更事項の発生時点となる。法律法規により外商投資企業変更事項の発効日に対して別途要求がある場合、対応する要求を満たした時点が、変更事項の発生時点となる。

第七条（文書のオンライン提出）外商投資企業あるいはその投資者は、外商投資企業設立あるいは変更備案手続を行う際、備案システムを通じ、以下の資料を提出しなければならない

（一）外商投資企業名称事前承認資料あるいは外商投資企業営業許可証

（二）外商投資企業全体投資者（あるいは全体発起人）、あるいはその授権代表が署名した「外商投資企業設立備案申告承諾書」、あるいは外商投資企業法定代表者もしくはその授権代表が署名した「外商投資企業変更備案申告承諾書」

（三）全体投資者（あるいは全体発起人）あるいは外商投資企業が指定した代表あるいは共同して委託した代理人の証明。授権委託書及び被委託人の本人確認書類を含む

（四）外商投資企業投資者あるいは法定代表者が委託した被委託人が署名した関連文書の証明、授権委託書及び被委託人の本人確認書類を含む（委託なしの関連文書の場合は提出不要）

（五）投資者主体の資格証明あるいは自然人本人確認書類（変更事項が投資者基本情報変更と関連しない場合は提出不要）

（六）法定代表者の自然人本人確認書類（変更事項が法定代表者変更と関連しない場合は提出不要）

第八条（实际投資变化備案）外商投資企業の投資者が營業許可証発行前に、既に備案情報を提出している場合、實際の投資状況に変更があれば、營業許可証が発行されてから 30 日以内に備案機構まで情報変更の備案手続を行う。

第九条（既に設立した企業の変更備案）本弁法が実施される前に、既に批准され、設立した外商投資企業に変更が発生し、且つ本弁法の備案範囲に属する場合、備案手続を行わなければならない、備案を完了すると、その「外商投資企業批准証書」は同時に失効する。

第十条（备案转为审批）备案管理的外商投资企业发生的变更事项涉及外商投资准入特别管理措施（负面清单）的，应按照外商投资相关法律法规办理审批手续。

第十一条（备案办理程序）外商投资企业或其投资者在线提交《设立申报表》或《变更申报表》及相关文件后，备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在3个工作日内完成备案。不属于备案范围的，备案机构应在线通知外商投资企业或其投资者按有关规定办理，并通知相关部门依法处理。

备案机构发现外商投资企业或其投资者填报的信息形式上不完整、不准确，或需要其对经营范围作出进一步说明的，应一次性告知其在15日内在线补充提交相关信息。提交补充信息的时间不计入备案机构的备案时限。

如外商投资企业或其投资者未能在15日内补齐相关信息，备案机构将在线告知外商投资企业或其投资者未完成备案。外商投资企业或其投资者可就同一设立或变更事项另行提出备案申请，已实施该设立或变更事项的，应于7日内另行提出。

备案机构应通过备案系统发布备案结果并在线通知外商投资企业或其投资者。外商投资企业或其投资者可在备案系统中查询备案结果信息。

第十二条（领取备案回执）收到备案完成通知后，外商投资企业或其投资者可凭外商投资企业名称预核准材料（复印件）或外商投资企业营业执照（复印件）向备案机构领取《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》（以下简称《备案回执》）。

第十条（備案から審査批准に変更）備案管理の外商投資企業に発生した変更事項が、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に関連する場合、外商投資に関連する法律法規に従って、審査批准手続を行わなければならない。

第十一条（備案手続フロー）外商投資企業あるいはその投資者が「設立申告表」「変更申告表」および関連文書をオンラインで提出した後、備案機構は入力情報形式上の完全性、正確性を確認し、あわせて報告事項に対し、備案範囲との合致性を判断する。本弁法の規定する備案範囲に属する場合、備案機構は3営業日以内に備案を完成させなければならない。本弁法の備案範囲に属さない場合、備案機構は外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知し、あわせて関連部門にも通知し処理させる。

備案機構は外商投資企業あるいはその投資者が入力した情報に形式不備及び不正確な記述があることを発見した場合、あるいはその経営範囲について追加説明が必要な場合、15日以内にオンラインで関連情報を補充提出するように一次通知しなければならない。補充提出の期間は備案機構の備案時限に計算されない。

外商投資企業あるいはその投資者が15日以内に関連補充資料を提出できない場合、備案機構は外商投資企業あるいはその投資者に備案の未完了をオンラインで通知する。外商投資企業あるいはその投資者は当該設立あるいは変更事項を別途申請することが可能で、既に設立あるいは変更を実行した場合、7日以内に別途申請する必要がある。

備案機構は備案システムを通じ、備案結果を公布し、あわせて外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知しなければならない。外商投資企業あるいはその投資者は備案システムを通じ、備案結果をチェックできる。

第十二条（備案受付票の受領）備案完了通知を受けた後、外商投資企業あるいはその投資者は外商投資企業名称事前承認資料（コピー）あるいは外商投資企業営業許可証（コピー）を備案機構に提出すれば、「外商投資企業設立備案受付票」あるいは「商投資企業変更備案受付票」（以下備案受付票）を受領することができる。

第十三条（备案回执内容）备案机构出具的《备案回执》载明如下内容：  
 （一）外商投资企业或其投资者已提交设立或变更备案申报材料，且符合形式要求；  
 （二）备案的外商投资企业设立或变更事项；  
 （三）该外商投资企业设立或变更事项属于备案范围；  
 （四）是否符合国家相关减免税规定及减免税范围。

第三章 监督管理

第十四条（监督检查）备案机构对外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

备案机构可采取定期抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。

备案机构与公安、国有资产、海关、税务、工商、证券、外汇等有关行政管理部门应密切协同配合，加强信息共享。备案机构在监督检查的过程中发现外商投资企业或其投资者有不属于本部门管理职责的违法违规行为，应及时通报有关部门。

第十五条（抽查方式）备案机构应当按照公平规范的要求，根据外商投资企业的备案编号等随机摇号，确定抽查的企业，对外商投资企业及其投资者进行监督检查。抽查结果由备案机构通过商务部外商投资信息公示系统予以公示。

第十六条（根据举报检查）公民、法人或其他组织发现外商投资企业或其投资者存在违反本办法的行为的，可以向备案机构举报。举报采取书面形式，有明确的被举报人，并提供相关事实和证据的，备案机构接到举报后应当进行必要的核查。

第十七条（根据有关部门建议检查）其他有关部门或司法机关在履行其职责的过程中，

第十三条（备案受付票の内容）備案機構が発行する備案受付票には以下内容が記載されている

- （一）外商投資企業あるいはその投資者が既に提出した設立あるいは変更の備案申告資料、形式要求との合致
- （二）備案された外商投資企業の設立或は変更事項
- （三）当該外商投資企業の設立あるいは変更事項が備案範囲に属すること
- （四）国家の関連する税金減免規定及び減免税範囲に属するか否か

第三章 监督管理

第十四条（監督検査）備案機構は外商投資企業及びその投資者の本弁法の遵守状況に対し、監督検査を実施する。

備案機構は定期的に抽出検査、告発に基づいた検査、関連部門あるいは司法機関の提案と反映された状況に対しての検査、職権による検査などの方式を採用し監督検査を行うことができる。

備案機構は公安、国有資産、税関、税務、工商、証券、外貨等の関連行政管理部门と緊密に協力し、情報共有を強化しなければならない。備案機構は監督検査の過程において、自分の管理範囲以外の外商投資企業あるいはその投資者の不正行為を発見した場合、関連部門に直ちに通報しなければならない。

第十五条（抜き取り検査方式）備案機構は公平性・規範性の要求に従い、外商投資企業の備案コード等をランダムに抽出し、調査を行う企業を確定し、その外商投資企業及び投資者に対する監督検査を行う。検査結果は備案機構より商务部外商投資情報公示システムにおいて公表される。

第十六条（告発に基づく検査）公民、法人あるいはその他の組織は外商投資企業あるいはその投資者の本弁法に反する不正行為を発見した場合、備案機構に告発できる。書面形式で告発する場合、明確な被告発者がおり、且つ関連事実や証拠が提供されている場合、備案機構は告発を受けた後、必要な検査を行う。

第十七条（関連部門の意見に基づく検査）その他の関連部門あるいは司法機関が職責を履行する過程において、外商

<p>发现外商投资企业或其投资者有违反本办法的行为的，可以向备案机构提出监督检查的建议，备案机构接到相关建议后应当及时进行核查。</p> <p>第十八条（依职权启动检查）对于未按本办法的规定进行备案，或曾有备案不实、对监督检查不予配合、拒不履行备案机构作出的行政处罚决定记录的外商投资企业或其投资者，备案机构可依职权对其启动检查。</p> <p>第十九条（监督检查的内容）备案机构对外商投资企业及其投资者进行监督检查的内容包括：</p> <p>（一）是否按照本办法规定履行备案手续；</p> <p>（二）外商投资企业或其投资者所填报的备案信息是否真实、准确、完整；</p> <p>（三）是否在外商投资准入特别管理措施中所列的禁止投资领域开展投资经营活动；</p> <p>（四）是否未经审批在外商投资准入特别管理措施中所列的限制投资领域开展投资经营活动；</p> <p>（五）是否存在触发国家安全审查的情形；</p> <p>（六）是否履行备案机构作出的行政处罚决定。</p> <p>第二十条（配合检查）检查时，备案机构可以依法查阅或者要求被检查人提供有关材料，被检查人应当如实提供。</p> <p>第二十一条（检查纪律）备案机构实施检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动，不得接受被检查人提供的财务或者服务，不得谋取其他非法利益。</p> <p>第二十二条（诚信档案）备案机构和其他主管部门在监督检查中掌握的反映外商投资企业或其投资者诚信状况的信息，应记入商务部外商投资诚信档案系统。其中，对于未按</p>	<p>投資企業あるいはその投資者による本弁法に反する不正行為が発見された場合、備案機構に意見を提出することができる。備案機構は関連意見を受け取った後、必要な検査を行う。</p> <p>第十八条（職権に基づく検査）本弁法にしたがって備案していない、もしくは事実ではない備案を行っている、監督検査に協力しない、備案機構が提出する行政処罰決定を履行しない外商投資企業あるいはその投資者に対し、備案機構は職権に基づいて検査を行うことができる。</p> <p>第十九条（監督検査の内容）備案機構が外商投資企業及びその投資者に対し実施する監督検査は以下の内容が含まれる</p> <p>（一）本弁法に基き、備案手続きを履行しているかどうか</p> <p>（二）外商投資企業あるいはその投資者が記入した備案情報の真実性、正確性、完全性</p> <p>（三）外商投資参入特別管理措置の中の禁止投資領域で投資経営活動を展開していないか</p> <p>（四）外商投資参入特別管理措置の中の制限投資領域で投資経営活動を展開していないか</p> <p>（五）国家安全審査に抵触していないか</p> <p>（六）備案機構が提出する行政処罰決定を履行しているかどうか</p> <p>第二十条（検査協力）検査する際に、備案機構は法に則って資料を閲覧、あるいは被検査人に関連資料の提供を要求することができる。被検査人は直ちに事実を提供しなければならない。</p> <p>第二十一条（検査紀律）備案機構による検査の実施は、被検査人の正常な生産経営活動に支障をきたしてはならず、被検査人からの金銭やサービスを受取ってはならない。不法なその他利益を求めてはいけない。</p> <p>第二十二条（信用情報）備案機構とその他の主管部門は監督検査において把握した外商投資企業あるいはその投資者の信用情報を商務部外商投資信用情報システムに登録しなければならない。その中で、本弁法の規定に基づいて</p>
--	---



本办法规定进行备案、备案不实、对监督检查不予配合或拒不履行备案机构作出的行政处罚决定的，备案机构应将相关诚信信息以适当方式通过商务部外商投资信息公示系统予以公示。

商务部与相关部门共享外商投资企业及其投资者的诚信信息。

备案机构依据前二款公示或者共享的诚信信息不得含有外商投资企业或其投资者的个人隐私、商业秘密，或国家秘密。

第二十三条（诚信信息修正）外商投资企业及其投资者可以查询商务部外商投资诚信档案系统中的自身诚信信息，如认为有关信息记录不完整或者有错误的，可以提供相关证明材料并向备案机构申请修正。经核查属实的，予以修正。

#### 第四章 法律责任

第二十四条（违反备案义务的法律責任）外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，未能按期履行或逃避履行备案义务，或在进行备案时隐瞒真实情况、存在重大遗漏、提供误导性或虚假信息的，备案机构应责令限期改正；逾期不改正，或情节严重的，处违法所得1倍以上3倍以下的罚款，但最高不得超过3万元。

第二十五条（违反准入许可的法律責任）外商投资企业或其投资者未经审批在外商投资准入特别管理措施所列的限制投资领域开展投资经营活动的，备案机构应责令其限期改正，停止开展相关投资经营活动，并处违法所得3倍的罚款，但最高不得超过3万元。

第二十六条（在不得投资领域投资的法律責任）外商投资企业或其投资者在外商投资准

備案していない、備案が真実でない、監督検査に協力しない、あるいは備案機構が行った行政処罰決定を履行しない場合、備案機構は関連信用情報を適切な方式をもって商務部外商投資信用情報システムを通じて公示しなければならない。

商務部と関連部門は外商投資企業及びその投資者の信用情報を共有する。

備案機構は前述の二項に基づいて公表もしくは共有される信用情報の中に、外商投資企業あるいはその投資者の個人プライバシー、商業秘密、あるいは国家秘密を含んではならない。

第二十三条（信用情報の修正）外商投資企業及びその投資者は商務部外商投資信用情報システム中の自社の信用情報の照会を行うことができる。関連情報の記録が不完全あるいは誤りがある場合、関連証明資料を備案機構に提出し、修正を申請することができる。審査を経て、事実である場合、修正を行う。

#### 第四章 法律責任

第二十四条（備案義務の違反に対する法律責任）外商投資企業あるいはその投資者が本弁法の規定に違反する、期日通りに備案義務を履行しない、備案義務の履行を忌避する、備案時に真実を隠蔽する、重大な漏れがある、誤解を招く情報、虚偽情報を提供する場合、備案機構は一定の期限内に改正するよう命令しなければならない。期限内に改正しない、あるいは事態が重大な場合、違法所得の1倍以上3倍以下の罰金を課す。但し、最高金額は3万元を超えてはならない。

第二十五条（参入許可の違反についての法律責任）外商投資企業あるいはその投資者が審査批准を経ずに外商投資参入特別管理措置に記載された制限投資領域の投資経営活動を展開した場合、備案機構は一定の期限内に改正させ、関連する投資経営活動を停止させる。あわせて違法所得の3倍の罰金を課す。但し、最高金額は3万元を越えてはならない。

第二十六条（禁止領域への投資についての法律責任）外商投資企業あるいはその投資者が外商投資参入特別管

入特别管理措施所列的禁止投资领域开展投资经营活动的, 备案机构应责令停止开展相关投资经营活动、限期处分股权或其他资产, 并处违法所得3倍的罚款, 但最高不得超过3万元。

第二十七条(不配合监督检查的法律责任) 外商投资企业或其投资者逃避、拒绝或以其他方式阻挠备案机构监督检查的, 由备案机构责令改正, 可处1万元以下的罚款。

第二十八条(公职人员的法律责任) 备案机构工作人员在备案或监督管理的过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的, 依法给予行政处分; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。

#### 第五章 附则

第二十九条(反垄断审查) 外商投资事项涉及反垄断审查的, 按相关规定办理。

第三十条(依职权提起国家安全审查) 外商投资事项涉及国家安全审查的, 按相关规定办理。备案机构在办理备案手续或监督检查时发现该外商投资事项属于国家安全审查范围, 而外商投资企业的投资者未向商务部提出国家安全审查申请的, 备案机构应及时告知投资者向商务部提出安全审查申请, 并暂停办理相关手续, 同时将有关情况报商务部。

第三十一条(投资性公司、创业投资企业、股权投资企业) 外商投资的投资性公司、创业投资企业、股权投资企业视同外国投资者, 适用本办法。

第三十二条(港澳台投资者备案) 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者

理措置に記載された投資禁止領域の投資経営活動を展開した場合、備案機構は関連する投資経営活動の展開を停止するよう命令し、一定の期限内に株式あるいはその他資産を処分させなければならない。あわせて違法所得の3倍の罰金を課す。但し、最高金額は3万元を越えてはならない。

第二十七条(監督検査に協力しないことについての法律责任) 外商投资企业あるいはその投資者が備案機構による監督検査を忌避、拒否、あるいはその他方法で備案機構の監督検査を妨害する場合、備案機構により改正を命じ、1万元以下の罰金を課す。

第二十八条(公職人員の法律责任) 備案機構の業務人員が備案あるいは監督検査の過程で、職権乱用、職務怠慢、情実、賄賂收受などの事実があった場合、法に基づき行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

#### 第五章 付則

第二十九条(反独占審査) 外商投資事項が反独占審査に関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。

第三十条(職権に則った国家安全審査の提起) 外商投資事項が国家安全審査に関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。備案機構が備案手続きあるいは監督検査を行う際に、当該外商投資事項が国家安全審査範囲に属することを発見し、さらに外商投資企業の投資者が商務部に対し、国家安全審査の申請を行っていない場合、備案機構はただちに投資者に対し商務部まで安全審査を申請するよう告知し、関連手続を一時停止させ、同時に関連情報を商務部に報告しなければならない。

第三十一条(投資性公司、創業投資企業、持分投資企業) 外商投資の投資性公司、創業投資企業、持分投資企業は外国投資者とみなし、本弁法を適用する。

第三十二条(香港、マカオ、台湾投資者の備案) 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区投資者の投資が国

<p>投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，参照本办法办理。</p>	<p>家規定実施参入特別管理措置に関わらない場合、本弁法を適用する。</p>
<p>第三十三条（港澳服务提供者备案）香港服务提供者在内地仅投资《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对香港开放的服务贸易领域，澳门服务提供者在内地仅投资《〈内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对澳门开放的服务贸易领域，其公司设立及变更的备案按照《港澳服务提供者在内地投资备案管理办法（试行）》办理。</p>	<p>第三十三条（香港、マカオサービス提供者の備案）香港サービス提供者が内地において『内地と香港の経済・貿易の緊密化協定』のサービス貿易協定の香港に開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、マカオサービス提供者が内地における『内地とマカオの経済・貿易の緊密化協定』サービス貿易協定のマカオに開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、その企業の設立および変更の備案は「香港、マカオサービス提供者の内地における投資備案管理弁法（試行）」に基づき、手続を行う。</p>
<p>第三十四条（解释部门）本办法由商务部负责解释。</p>	<p>第三十四条（解釈部門）本弁法は商務部が解釈責任を負う。</p>
<p>第三十五条（施行日期）本办法自 年 月 日起施行。</p>	<p>第三十五条（施行日）本弁法は 年 月 日より施行する。</p>
<p>附件： 1. 外商投资企业设立备案申报材料 2. 外商投资企业变更备案申报材料 3. 外商投资企业设立备案回执 4. 外商投资企业变更备案回执</p>	<p>付属資料 1. 外商投資企業設立備案申告資料 2. 外商投資企業変更備案申告資料 3. 外商投資企業設立備案証明書 4. 外商投資企業変更備案証明書</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室